

特別委員会の設置等について

平成21年5月8日 代表者会議決定

平成22年3月12日 代表者会議改正

平成23年5月9日 各派世話人会改正

特別委員会について、その機能が十分に発揮されるよう、設置運営等に関して、次のように取り扱う。

1 設置

特別委員会の設置については、必要が生じた都度、代表者会議において設置の可否につき協議、検討を行った上で設置するものとする。

設置期間については、目標とする調査期間をあらかじめ設定し、調査終了後、速やかに廃止するものとする。

2 調査事項等

特別委員会の調査事項は、重要かつ緊急性の高い県政課題等とし、あらかじめ常任委員会の所管事項との関係を明確に整理、調整した上で、目的達成型の特別委員会となるよう課題を絞って調査を行うものとする。

3 委員定数・所属委員

特別委員会の委員定数、所属委員等については、設置の目的に沿って、各会派の議員数を十分考慮した上で、その都度、協議調整して定めるものとする。

4 県内外調査

特別委員会の調査の目的を達成するため、原則として、県内調査については、日帰り調査を適宜、県外調査については、1泊2日以内の行程で1回実施することができるものとする。

5 調査結果

調査結果については、特別委員長報告に加え、課題解決に向けての政策提言を行うなど、多様な活用を図るものとする。

平成23年度以降の特別委員会設置状況

※()内は定数

H23	H24	H25	H26
東日本大震災に関する復旧・復興支援調査特別委員会(13)	スポーツ振興対策調査特別委員会(9)	新エネルギー等活用調査特別委員会(9)	障がい者雇用促進調査特別委員会(9)
	議員提出条例検証特別委員会(9)	「実はそれ、ぜんぶ三重なんです！」連携調査特別委員会(9)	
	選挙区調査特別委員会(13)	選挙区調査特別委員会(13) <24年度から継続>	

H27	H28	H29	H30
人口減少対策調査特別委員会(13)	子どもの貧困対策調査特別委員会(9)	障がい者差別解消条例策定調査特別委員会(13)	障がい者差別解消条例策定調査特別委員会(13) <29年度から継続>
	サミットを契機とした地域の総合力向上調査特別委員会(9)	働き方改革調査特別委員会(13)	
	選挙区調査特別委員会(15)	選挙区調査特別委員会(15) <28年度から継続>	

R元	R2
外国人労働者支援調査特別委員会(9)	差別解消を目指す条例検討調査特別委員会(11)

(別紙)

令和3年度特別委員会について (案)

4月30日(金)までに議事課あてご提出ください。

	会派名	名 称	調 査 事 項 等
1			
2			